

第2次伊勢崎市総合計画

後期基本計画

実施計画

(令和6年度版)

夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき

伊勢崎市

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 第1部 実施計画の概要 | 1 |
| 1 総合計画の構成と期間 | 2 |
| 2 実施計画の対象事業 | 3 |
| 3 進行管理 | 3 |
| 4 SDGs を踏まえた取組の推進 | 4 |
| 第2部 施策体系 | 5 |
| 健康・医療分野 | 6 |
| 福祉分野 | 9 |
| 都市基盤分野 | 13 |
| 産業・観光分野 | 20 |
| 安心安全分野 | 24 |
| 環境分野 | 30 |
| 教育分野 | 33 |
| 生涯学習・スポーツ・文化分野 | 36 |
| 協働・共生分野 | 41 |
| 行財政分野 | 45 |
| まちづくり重点プログラム | 47 |
| 第3部 実施計画事業 | 49 |

第1部 実施計画の概要

- 1 総合計画の構成と期間
- 2 実施計画の対象事業
- 3 進行管理
- 4 SDGs を踏まえた取組の推進

1 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成しています。

基本構想

基本構想は、長期的な展望に立ってまちづくりを進めるための最高指針であり、まちづくりの理念と将来都市像を示すとともに、その実現に向けてまちづくりの大綱を定めています。計画期間は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）を目標年度としています。

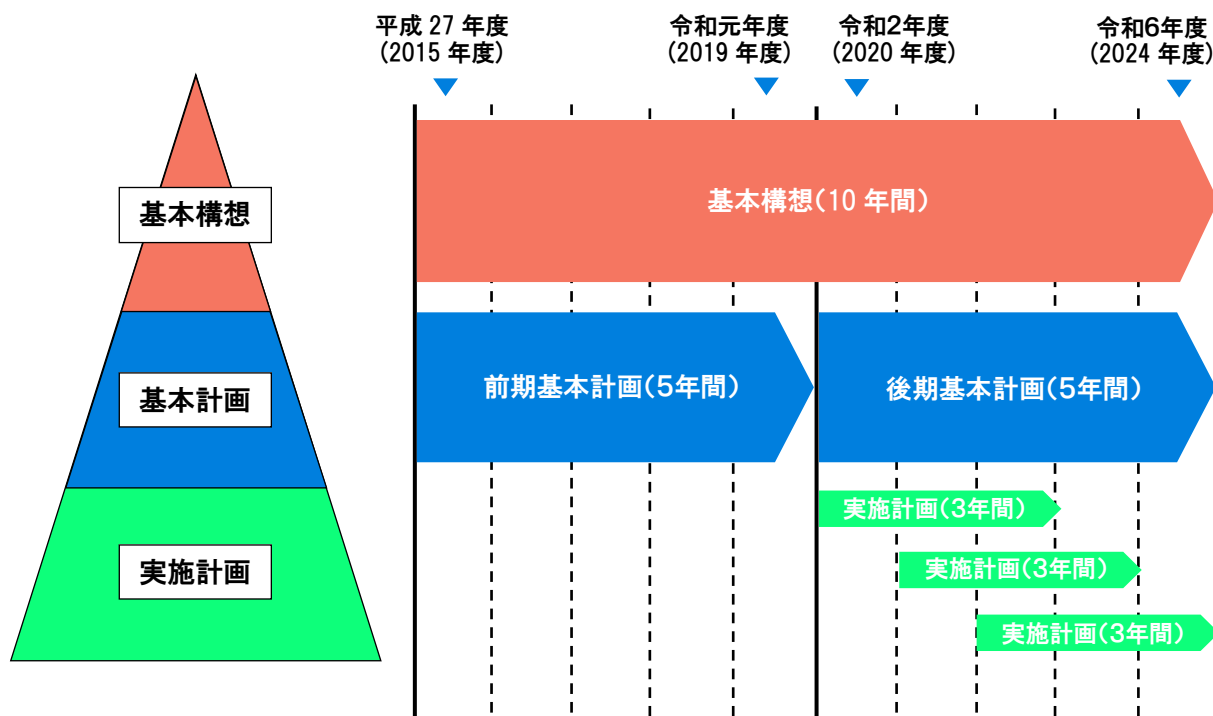
基本計画

基本計画は、基本構想に示された将来都市像の実現に向けて、まちづくりの大綱を具体的に展開するための施策を体系的に定めています。計画期間は、社会経済情勢などの変化に的確に対応できるよう、前期・後期ごとの5年計画としています。

実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を計画的かつ効率的に推進するための具体的な事業を定めています。計画期間は3年とし、社会経済情勢の変化、財政状況、事業の進捗状況などに応じて、毎年度、ローリング方式により実施すべき事業の見直しを行い、翌年度以降の予算編成の基礎とします。

なお、現行の総合計画は令和6年度で計画期間を終えるため、今回掲載している令和7年度及び令和8年度の事業計画は、参考資料となります。



2 実施計画の対象事業

本計画の対象事業は、後期基本計画の分野別計画の41施策及びまちづくり重点プログラムに位置付ける事業とし、実施計画事業として取りまとめます。

なお、実施計画事業は、後期基本計画で定めた「主な取組」ごとに位置付けます。

また、まちづくり重点プログラムに位置付ける事業には、重点1から3の番号を表示しています。

| | |
|----------------------|-------------------------|
| ■ 健康・医療分野 …………… 28事業 | ■ 教育分野 …………… 10事業 |
| ■ 福祉分野 …………… 56事業 | ■ 生涯学習・スポーツ・文化分野 … 43事業 |
| ■ 都市基盤分野 …………… 63事業 | ■ 協働・共生分野 …………… 19事業 |
| ■ 産業・観光分野 …………… 27事業 | ■ 行財政分野 …………… 37事業 |
| ■ 安心安全分野 …………… 39事業 | ■ まちづくり重点プログラム … 2事業 |
| ■ 環境分野 …………… 18事業 | |

※分野間には事業の重複があります。

■ まちづくり重点プログラム

■ 夢・希望応援プログラム …… 重点1

■ 暮らし安心プログラム …… 重点2

■ 魅力向上プログラム …… 重点3

これら3つの重点プログラムを推進することにより、誰もが住んでみたい（移住）、いつまでも住み続けたい（定住）と思うまちをつくります。

3 進行管理

施策を推進することによって得られる成果を客観的に評価するための「まちづくりの指標」については、最新の現状値を示すとともに、目標値達成に向けた進捗状況を掲載します。

4 SDGs を踏まえた取組の推進

SDGs は、Sustainable Development Goals の略称で、2015 年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたる 17 の目標が設定されています。

その理念は、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的な取組となっています。

市民、事業者及び行政が、ともに SDGs の視点に立ち、相互の連携の重要性を意識し持続可能なまちづくりを進め、地方創生の更なる推進を図ることが求められています。

本計画では、新たに SDGs の視点を取り入れ、個別事業ごとに関連する SDGs のアイコンを表示しています。



出典：国連広報センター